

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第45号 発行日：2019（令和元）年5月17日
発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

近畿訴訟第16回弁論期日

3月22日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の第16回目の弁論期日がありました。2月26日に第12陣4人が追加提訴した直後の期日ということもあり、熊本県芦北町出身の川端満さんが「母の実家が網元であった。10歳の頃から足がつるようになり、40歳を過ぎた頃からつまずきやすくなった。将来どんな症状が出るか分からないし、症状がこれからどんどん酷くなる不安もある。裁判では、きちんとした補償を求めたい。」と訴えました。

徳井義幸近畿弁護団長は、国や熊本県が行った送付嘱託の申立て（認定申請に係る検診録の請求）について、「訴訟進行を遅れさせるものである。作成者は黒塗りで信用性に欠ける。原告の症状に疑義（他病の影響疑い）があるのであれば、それを具体的に指摘すれば足りる。」と指摘し、送付嘱託を採用すべきではないと主張しました。また、井奥圭介近畿弁護団事務局長は、国が神経内科学会の回答書を証拠として提出したことについて、「照会から作成までの期間が短すぎて不自然である。学会員の中には作成を知らない者もいる。水俣病検診に深く関わっている医師の意見が聞かれておらず、中立性に欠ける。」と批判しました。

次回期日は6月12日（水）14時00分からです。

近畿訴訟第12陣提訴

ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟原告団は、2月26日に第12回目の追加提訴をしました。今回提訴したのは熊本県芦北町や鹿児島県長島町から大阪、京都などに移住した4人です。第12陣提訴により原告団の総数は140名になりました。

提訴前の説明会で、徳井義幸近畿弁護団長は、弁護団が原告全員の陳述書を作成していることに触れ、「裁判に勝利するためにはみんなが一丸となってたたかうこ



〔写真〕片山直弥弁護士の説明を聞く原告団、支援者たち



〔写真〕第12陣提訴行動に参加した原告団と弁護団

とが必要である。」と挨拶し、井奥圭介近畿弁護団事務局長が提訴概要の説明をしました。その後、原告団は、大阪地裁に訴状を提出しました。

提訴行動には、熊本訴訟の原告団を代表して川畑恵美副団長と山本サト子副団長が駆け付けました。川畑副団長は、「15歳頃から体調がよくなり苦しんできた。この年になって、やっと体調不調の原因が水俣病によるもので国やチッソの責任であることがわかり裁判に参加することにした。一緒に頑張りましょう！！」と近畿訴訟の原告団にエールを送りました。

東京訴訟（第5・6陣）第1回弁論期日

東京地裁民事第10部の裁判長の強引な訴訟指揮で分離して審理されることになったノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟第5・6陣の第1回目となる弁論期日が4月15日に行われました。

裁判に先立って行われた門前集会で、吉竹直行東京原告団長は、「裁判所の都合で東京の裁判は分断されてしまった。第5・6陣は、そのことで1年も待たせてしまうことになってしまった。いよいよ今日からはじまる。みんなで力を合わせて頑張っていきたい。」と挨拶しました。

弁論期日では、第5陣の坂本好市さん（熊本県水俣市袋出身）と第6陣の田中直子さん（熊本県天草市倉岳町宮田出身）が意見陳述を行いました。坂本さんは、「父がチツに勤めていたので水俣病はタブーだった。自分もチツに勤めていたので、会社が潰れたら困ると思っていた。千葉に住んでいたのが、被害者救済法（特措法）のことは知らなかった。」と述べました。田中さんは、「父と祖父は漁師でハモ漁をしていた。50歳を過ぎた頃から手足のしびれ、激しいこむら返りに悩まされるようになった。手は物を持って感覚がなく、包丁を落とすこともある。病院に行っても老化現象などと言われていた。水俣病の検診を受けて自分の症状に納得がいった。」と述べ、1日も早く公正な判断をしてほしいと訴えました。

次回期日は8月5日（月）15時00分からです。



〔写真〕入廷行動を行う原告団、弁護団、支援者たち

【今後の予定】

- 5月22日 熊本訴訟第28回弁論
- 5月31日 東京訴訟（第1～4陣）第19回弁論
- 6月5日、6日 第44回公害被害者総行動
- 6月12日 近畿訴訟第17回弁論
- 8月5日 東京訴訟（第5・6陣）第2回弁論
- 8月24日、25日 ミナマタ現地調査

とある弁護団員のヒトリゴト

2月に健康診断を受けた結果、肝臓の数値が悪化しているとのことで、生活指導のための入院を勧められました。これを機に一念発起し、白ご飯を極力食べずに代わりに豆腐を食べる豆腐ダイエットを始めたところ、体重が約3kg落ち、肝臓の数値も少し改善されました。周りの人からは、「最近、顔がシュツとしたね（顔が痩せたね）」と声をかけられます。

しかし、弁護団運動班には食いしん坊がいるので、つられて熊本の美味しいご飯を食べ過ぎてリバウンドをしないように気を付けないといけません…。

（熊本弁護団・高島周平）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索